

足立区竹の塚鉄道立体化資金積立基金条例

(設置)

第1条 竹ノ塚駅付近の鉄道立体化の資金に充てるため、足立区竹の塚鉄道立体化資金積立基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を竹の塚鉄道立体化資金として処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(提案理由)

竹の塚鉄道立体化資金積立基金を創設する必要があるので、この条例案を提出いたします。

記事 議案提出日、提案者、議案番号および議決日など

平成17年 9月21日 鈴木恒年・足立区長から提出

平成17年10月21日 足立区議会本会議第99号議案として、全会一致で可決